第131回
定時株主総会 招集ご通知

日　時
平成27年６月26日（金曜日）午前10時

場　所
仙台市青葉区中央三丁目３番20号　当行本店４階会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

目 次

第131回定時株主総会招集ご通知 …… 1

（添付書類）

第131期事業報告 …… 3

計算書類 …… 21

連結計算書類 …… 24

監査報告書 …… 27

（株主総会参考書類）

第１号議案
剰余金の処分の件 …… 30

第２号議案
取締役15名選任の件 …… 31

第３号議案
監査役２名選任の件 …… 37

インターネット等による議決権行使のご案内 …… 39

株主総会会場ご案内略図

77 BANK 七十七銀行

証券コード：8341

（証券コード8341）

平成27年６月３日

株　主　各　位

仙台市青葉区中央三丁目３番20号
株式会社　七十七銀行
取締役頭取　氏　家　照　彦

第131回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当行第131回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成27年６月25日（木曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネット等による議決権行使の場合〕

当行指定の議決権行使ウェブサイト（http://www.e-sokai.jp）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、後記（39頁から40頁まで）の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

なお、議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただき、インターネット等により、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成27年６月26日（金曜日）午前10時

２．場　　所　　仙台市青葉区中央三丁目３番20号　当行本店４階会議室

3．目的事項

報告事項

1．第131期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件

2．第131期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役15名選任の件

第３号議案　監査役２名選任の件

4．招集にあたっての決定事項

議決権の不統一行使の事前通知

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の３日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当行あてご通知ください。

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎　本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」および連結計算書類の「連結注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ（http://www.77bank.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人および監査役会が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であります。

◎　株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ホームページ（http://www.77bank.co.jp/）に掲載させていただきます。

◎　当日は節電のため会場内の温度を高めに設定しておりますので、株主の皆さまにおかれましては、軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。

添付書類

第131期（平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで）事業報告

１．当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

〈主要な事業内容〉

当行は、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務のほか、社債受託業務、代理業務、債務の保証（支払承諾）、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売などの業務を行っております。

〈金融経済環境〉

当期のわが国経済は、個人消費などに弱さがみられたものの、米国景気の回復や円安の進行等により、輸出や生産などに持ち直しの動きがみられるようになり、全体としては緩やかな回復の動きとなりました。一方、主要営業基盤である宮城県の景況は、震災復興需要などに伴い、経済活動は総じて高水準で推移し、緩やかな回復の動きを続けました。

こうしたなか、金利情勢については、日銀による量的・質的金融緩和などを背景に、長期金利は、平成27年１月には一時0.2％を割り込み、過去最低水準となるなど、低下基調で推移しました。一方、短期金利は、引続き極めて低水準で推移しました。また、株価は、好調な企業業績などを背景に、日経平均株価が約15年ぶりに１万９千円台を回復するなど、上昇基調で推移しました。この間、為替相場は、期初の１ドル＝103円台から、期の後半にかけて円安が進行し、期末には１ドル＝120円台となりました。

〈事業の経過及び成果〉

このような金融経済環境のもとで、当行は、株主・お取引先の皆さまのご支援のもと役職員が一体となって事業活動の推進に努めてまいりました。

（東日本大震災の影響を踏まえた対応等）

東日本大震災による甚大な被害を踏まえ、当行は、地域と共にある金融機関として、地域社会・経済の復興や発展に貢献するため、金融サービスの安定的な提供と継続的な金融仲介機能の発揮に努めてまいりました。

被災した店舗の対応としましては、商業施設や病院などが集積し、今後の防災集団移転促進事業や土地区画整理事業の進展に伴い、更なる人口流入が見込まれる蛇田支店(石巻市)および同支店内に設置している石巻ローンセンターを増築・拡張しました。

被災された事業者のお客さまへの対応としましては、「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」や「復興特区支援利子補給金」をはじめとする、国や自治体の支援策などを活用し、事業の再開や設備の復旧に向けた資金需要に積極的にお応えしましたほか、ビジネスマッチングなどの本業支援等を通じて、お客さまの販路の開拓・拡大などの経営課題の解決に向けた取組みを継続しました。また、地域の復興および活性化を支援するため、株式会社地域経済活性化支援機構等と「みやぎ復興・地域活性化支援ファンド」を設立しました。

このほか、震災の影響により事業の継続やお借入れのご返済に支障をきたしているお取引先を支援するため、お取引先の状況等を踏まえ、お借入れ条件の変更に応じるなど弾力的な対応を継続してまいりました。特に、いわゆる二重ローン問題への対応につきましては、事業者のお客さまに対しまして、必要に応じて株式会社東日本大震災事業者再生支援機構や宮城産業復興機構をはじめとする外部機関等を活用しましたほか、本部に常駐する外部専門家等と連携し、経営改善や事業再生支援に向けたコンサルティング機能の発揮に取り組みました。また、個人のお客さまに対しましては、一日も早い生活再建と地域の再生に向けて、東北財務局等と連携し、各地で無料相談会を開催するなど、「個人版私的整理ガイドライン」のメリットや効果等の周知に努めてまいりましたほか、防災集団移転促進事業の対象となるお客さまに対しましては、新たな住宅建築を積極的に支援するため、引続き、専用住宅ローン「七十七震災復興支援住宅ローン（集団移転・借地型）」の積極的な活用を図りました。

（主要な事業施策等）

イ．地域に密着した営業を推進するため、長町南出張所の支店昇格を行うとともに、同支店内に、当行２か所目となる保険専用窓口「７７長町南ほけんプラザ」、および「長町ローンセンター」を併設しました。また、仙台市泉地区の旗艦店としての役割を担う泉支店を、広いロビーやセミナースペース等を有する店舗にリニューアルしました。さらに当期中、お客さまの利便性向上を図るため、店舗外現金自動設備を８か所新設しました。その結果、平成27年３月末現在の店舗数は、出張所を含めて141か店、店舗外現金自動設備は251か所となりました。

ロ．経営の意思決定・監督と業務執行を分離し、経営の意思決定・監督、および業務執行にかかる機能の強化・迅速化を図るため、執行役員制度を導入しました。

ハ．システム開発・維持の効率化やコストを抑制しながら、より迅速に新しい商品・サービスをお客さまに提供するため、平成28年１月に計画している、横浜銀行、北陸銀行および北海道銀行の３行が共同利用するシステム（ＭＥＪＡＲ）への移行に向けて、システム開発や体制整備等に取り組みました。

ニ．アジアを中心とした国際化ニーズの広がりに対応し、海外ビジネス支援を強化するため、シンガポールの３大商業銀行のひとつである、ユナイテッド・オーバーシーズ銀行と業務協力に関する基本合意書を締結しましたほか、台湾の大手金融グループである、中國信託ホールディングと協力協定を締結しました。

ホ．進学や就職時などに、当行で新たに口座を開設していただいたお客さまを対象に、お取引内容に応じて、旅行券等を贈呈する「＜七十七＞新生活応援！ステップアップキャンペーン」を実施しました。また、相続により引き継がれた大切な預金を安全に運用したいというお客さまのニーズにお応えするため、「＜七十七＞相続定期プラン～思い出、つなぐ～」などを取扱いました。

ヘ．仙台市で開催された「第３回国連防災世界会議」に対して協賛しましたほか、会場内に、臨時の外貨両替窓口を設置し、多数の会議参加者にご利用いただきました。

ト．当行がスポンサーとなっているサッカーＪ１リーグ「ベガルタ仙台」の2015シーズン開幕戦（みちのくダービー）を「がんばろう！東北　七十七銀行マッチデー」として開催し、宮城・山形県内にお住まいの親子をご招待するとともに、両県の取引先企業による物産展を開催しました。

チ．高齢者など配慮が必要なお客さまが、当行を安心してご利用いただけますよう、宮城県内の全営業店に車いすを設置しましたほか、人命救助にかかる社会貢献活動の一環として、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の設置店舗の拡充をはかりました。

（当期の業績）

当期の業績は、次のようになりました。

預　　金（譲渡性預金を含む）

預金（譲渡性預金を含む）は、震災に伴う復興関連事業の進展に伴い、公金預金を中心に215億円減少し、期末残高は７兆8,549億円となりました。なお、預金と国債等公共債・投資信託等の預り資産を合わせた期末残高は361億円減少し、８兆5,413億円となりました。

貸 出 金

貸出金は、地元中小企業向け貸出および個人向けの消費者ローンを中心に増強に努めました結果、2,198億円増加し、期末残高は４兆2,276億円となりました。

有価証券

有価証券は、国債を中心に329億円減少し、期末残高は３兆6,836億円となりました。

内国為替取扱高

内国為替取扱高は、１兆899億円増加し、52兆1,592億円となりました。

外国為替取扱高

外国為替取扱高は、３億87百万ドル減少し、28億86百万ドルとなりました。

収益状況

収益状況は、厳しい経営環境のなか、資金運用・調達の効率化および経費の節減に努めました結果、経常利益は304億63百万円、当期純利益は168億76百万円となりました。

なお、連結対象子会社６社を含めた連結経常利益は328億49百万円、連結当期純利益は170億49百万円となりました。

〈当行が対処すべき課題〉

当行の主要な営業基盤である宮城県においては、地域に甚大な被害をもたらした東日本大震災から４年が経過し、沿岸部では建設資材の高騰や人手不足の影響はありますが、防災集団移転促進事業や、災害公営住宅の整備・着工が進んでおりますほか、高速道路網の整備や鉄道の再開等を通じて、被災者の生活再建と新しいまちづくりに向けた動きが本格化しつつあります。

このようななか、地域金融機関は、お取引先との日常的・継続的なリレーションのもと、様々なライフステージにある事業者のお客さまの経営課題を共有するとともに、その事業の将来性などを評価する力、いわゆる目利き力の発揮を通じて、積極的に金融仲介機能の役割を果たしていく必要があります。また、地方都市が直面する人口減少や高齢化社会の進展等を踏まえ、地域経済を牽引する企業・産業の育成に向けた取組みを強化するとともに、外部専門家等の知見を活用しながら、コンサルティング機能を発揮するなど、地域の持続的な成長に貢献しなければなりません。

こうした課題に積極的に対処するため、当行は、本年４月より期間を３年とする中期経営計画「ＶＡＬＵＥ ＵＰ　～価値創造への挑戦～」をスタートさせました。本計画では、目指す銀行像を「地域と共に成長し、地域から最も頼りにされる『価値創造銀行』」と定め、「震災復興支援の強化」、「収益基盤の強化」、「地域価値の向上」、「ＭＥＪＡＲへの円滑な移行と活用」の４つの基本方針のもと、地域および当行の価値を高めていくことを目指してまいります。

このほか、地方創生への取組みやコーポレートガバナンスの高度化など、対処すべき課題は多岐にわたりますが、株主の皆さま方、地域のお客さまから期待される役割を発揮できるよう、役職員一同取り組んでまいる所存であります。

株主の皆さま方には、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(2) 財産及び損益の状況

（単位：億円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
預金	65,323	68,971	71,328	71,953
定期性預金	22,370	24,241	25,130	25,220
その他	42,952	44,729	46,198	46,733
貸出金	36,490	37,708	40,078	42,276
個人向け	7,681	7,763	8,315	8,859
中小企業向け	12,220	12,636	13,376	14,120
その他	16,588	17,307	18,386	19,295
商品有価証券	290	243	161	113
有価証券	28,494	34,028	37,165	36,836
国債	15,771	19,931	21,523	20,033
その他	12,723	14,097	15,641	16,803
総資産	75,894	82,337	84,783	85,597
内国為替取扱高	499,744	512,606	510,693	521,592
外国為替取扱高	百万ドル 3,583	百万ドル 3,496	百万ドル 3,273	百万ドル 2,886
経常利益	百万円 16,560	百万円 20,598	百万円 25,458	百万円 30,463
当期純利益	百万円 10,597	百万円 12,161	百万円 14,747	百万円 16,876
1株当たり当期純利益	28円35銭	32円53銭	39円42銭	45円09銭

注1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

（参考）連結業績の推移

（単位：億円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
連結経常収益	1,167	1,121	1,090	1,129
連結経常利益	179	238	289	328
連結当期純利益	106	124	150	170
連結包括利益	141	520	357	793
連結純資産額	3,180	3,675	3,970	4,720
連結総資産	76,167	82,611	85,072	85,884

注．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	2,791人	2,777人
平均年齢	39年 0月	39年 3月
平均勤続年数	16年 10月	17年 1月
平均給与月額	434千円	434千円

注1．平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2．使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
3．平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ．営業所数の推移

	当年度末	前年度末
宮城県	126店（うち出張所 5）	126店（うち出張所 6）
福島県	6（ −）	6（ −）
岩手県	2（ −）	2（ −）
山形県	1（ −）	1（ −）
秋田県	1（ −）	1（ −）
東京都	2（ −）	2（ −）
愛知県	1（ −）	1（ −）
大阪府	1（ −）	1（ −）
北海道	1（ −）	1（ −）
合計	141（ 5）	141（ 6）

注1．上記のほか、当年度末において、法人営業所1か所（前年度末1か所）、駐在員事務所1か所（前年度末1か所）、店舗外現金自動設備を251か所（前年度末247か所）設置しております。
また、株式会社セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を19,355か所（うち宮城県内406か所）、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を13,107か所（うち宮城県内256か所）、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携による店舗外現金自動設備を10,778か所（うち宮城県内192か所）それぞれ設置しております。
2．当年度において、長町支店長町南出張所を支店に昇格させ長町南支店としました。

ロ．当年度新設営業所

該当ありません。

注．上記のほか、次の店舗外現金自動設備を設置および廃止しました。
①当年度中に設置した店舗外現金自動設備

ヨークベニマル南光台店（仙台市泉区）
長町南三丁目（仙台市太白区）
ヤマザワ杜のまち店（宮城県黒川郡）
道の駅おおさと（宮城県黒川郡）
ＪＲ東日本仙台支社（仙台市青葉区）
ＣＯ・ＯＰ長町店（仙台市太白区）
ＣＯ・ＯＰ太子堂店（仙台市太白区）
大崎市民病院（宮城県大崎市）

②当年度中に廃止した店舗外現金自動設備

大　郷　町　役　場（宮城県黒川郡）
泉　ビ　レ　ジ（仙台市泉区）
石　巻　雲　雀　野　町（宮城県石巻市）
グリーンマート利府青山店（宮城県宮城郡）

ハ．銀行代理業者の一覧

該当ありません。

ニ．銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ．設備投資の総額

（単位：百万円）

設　備　投　資　の　総　額	4,977

注．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ．重要な設備の新設等

（単位：百万円）

内　容	金　額
店舗の新築	1,322

注．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ．親会社の状況

当行は、親会社を有しておりません。

ロ．子会社等の状況

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
				百万円	%	
七十七ビジネスサービス株式会社	仙台市青葉区木町通二丁目１番12号	現金等の精査整理 収納割符等の整理集計	昭和55．１．14	20	100.00	－
七十七事務代行株式会社	仙台市青葉区木町通二丁目１番12号	担保不動産の調査 債権書類の保管業務 労働者派遣事業 事務等受託業務	昭和62．３．３	30	100.00	－
七十七リース株式会社	仙台市青葉区本町二丁目15番１号	機械、器具、車輌等の賃貸借および売買	昭和49.11.25	100	58.82 (52.94)	－
七十七信用保証株式会社	仙台市青葉区木町通二丁目１番12号	信用保証ならびに信用調査業務	昭和53.10．２	30	50.90 (45.90)	－
七十七コンピューターサービス株式会社	仙台市泉区明通二丁目10番１	電子計算機器等による計算業務の受託	昭和57．１．29	20	50.00 (45.00)	－
株式会社七十七カード	仙台市宮城野区榴岡二丁目４番22号	クレジットカード業務 金銭の貸付	昭和58．２．22	64	34.34 (28.28)	－

注１．上記の重要な子会社等６社を連結対象子会社としており、当行が有する子会社等の議決権比率は（　）内の間接所有割合を含めて記載しております。なお、持分法適用会社は該当ありません。

２．七十七コンピューターサービス株式会社および株式会社七十七カードについては、上記のほか、緊密な関係にある者がそれぞれ45.00%、45.45%の議決権を有しているため、連結対象子会社としております。

重要な業務提携の概況

1．地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。
2．地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
3．地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4．株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび預入れのサービスを行っております。
5．株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび預入れのサービスを行っております。
6．株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2．会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

（年度末現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
鎌田　宏	（代表取締役） 取締役会長	仙台商工会議所会頭	
氏家照彦	（代表取締役） 取締役頭取　監査部担当		
永山勝教	（代表取締役） 取締役副頭取　秘書室、コンプライアンス統轄部、人事部、東京事務所担当		
神部光崇	専務取締役　総合企画部、リスク統轄部担当		
藤代哲也	常務取締役　審査部、事務統轄部、システム部担当		
鈴木　勇	常務取締役　資金証券部、市場国際部、総務部担当		
五十嵐　信	常務取締役　営業統轄部、営業渉外部、住宅融資部、地域開発部担当		
小林英文	常務取締役　本店営業部長		
髙橋　猛	取締役 執行役員　石巻支店長兼湊支店長		
津田政克	取締役 執行役員　人事部長		
誉田敏三	取締役 執行役員　監査部長		
菅原　亨	取締役 執行役員　システム部長		
金井　清	取締役 執行役員　卸町支店長		
杉田正博	取締役（社外取締役）	ＭＳＤ株式会社監査役	
中村修治	常勤監査役		
澤野博文	常勤監査役		
中村　健	監査役（社外監査役）	弁護士	
庄子正昭	監査役（社外監査役）		
鈴木敏夫	監査役（社外監査役）	東北インテリジェント通信株式会社 代表取締役会長	

注．当行は、取締役杉田正博氏、監査役中村健氏、監査役庄子正昭氏および監査役鈴木敏夫氏を、東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

（参考）当行は、執行役員制度を採用しております。執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く）の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

氏　名	地位及び担当
鈴木広一	執行役員　営業統轄部長
志藤　敦	執行役員　東京支店長
小野寺芳一	執行役員　総合企画部長
工藤和浩	執行役員　古川支店長

(2) 会社役員に対する報酬等

イ．役員報酬の決定方針および決定方法

・　当行の役員報酬については、株主総会の決議により年間の報酬限度額を定

めております。具体的な年間の報酬限度額は、取締役に対する報酬額が360百万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）、監査役に対する報酬額が80百万円以内となっております。また、取締役（社外取締役を除く）についてはこの報酬限度額とは別枠にて、「株式報酬型ストックオプション」としての報酬額を年額200百万円以内の範囲で割り当てることを株主総会で決議しております。

・　取締役の報酬（社外取締役を除く）は、「月額報酬」、「賞与」、中長期的な業績向上と企業価値向上への意欲を高めるための「株式報酬型ストックオプション」の３つで構成しております。報酬の決定に際しては、株主総会で決議された金額の範囲内で、取締役会の決議により決定いたしております。

　また、社外取締役の報酬は、経営監督機能の強化を図る観点から、業績連動性のある報酬とはせず、「月額報酬」のみとしております。

・　監査役の報酬は、監査役の独立性を高め、企業統治の一層の強化を図る観点から、「月額報酬」のみとしております。報酬の決定に際しては、株主総会で決議された金額の範囲内で、監査役の協議により決定いたしております。

ロ．役員区分ごとの報酬等の総額　（単位：百万円）

区　　分	支給人数	報　酬　等
取　締　役	16	(142) 447
監　査　役	6	(　－) 56
計	22	(142) 504

注１．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
　２．支給人数には、平成26年６月27日開催の第130回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名および監査役１名を含んでおります。
　３．上記のほか、使用人兼務取締役の使用人としての報酬が80百万円（使用人分給与70百万円、使用人分賞与10百万円）あります。
　４．上記には、役員賞与引当金繰入額25百万円、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権117百万円を含めており、これらの額を括弧内に内書きしております。

３．社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼職その他の状況
杉　田　正　博 （社外取締役）	ＭＳＤ株式会社監査役 当行と同社との取引はありません。
中　村　　健 （社外監査役）	該当ありません。
庄　子　正　昭 （社外監査役）	該当ありません。
鈴　木　敏　夫 （社外監査役）	東北インテリジェント通信株式会社代表取締役会長 当行と同社との間には貸出金等の取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
杉　田　正　博 （社外取締役）	1年9月	当期開催の取締役会13回のすべてに出席しております。	金融面における豊富な専門知識と実務経験を活かし、取締役会において必要な発言を適宜行っております。
中　村　　健 （社外監査役）	7年9月	当期開催の取締役会13回のすべてに出席し、当期開催の監査役会16回のすべてに出席しております。	長年の弁護士としての豊富な専門知識と実務経験を活かし、取締役会および監査役会において必要な発言を適宜行っております。
庄　子　正　昭 （社外監査役）	2年9月	当期開催の取締役会13回のすべてに出席し、当期開催の監査役会16回のすべてに出席しております。	地方行政に長く携わった豊富な経験を活かし、取締役会および監査役会において必要な発言を適宜行っております。
鈴　木　敏　夫 （社外監査役）	1年9月	当期開催の取締役会13回のすべてに出席し、当期開催の監査役会16回のすべてに出席しております。	地方銀行の社外監査役としての実務経験や、公益事業を担う上場企業の取締役および監査役に携わった豊富な経験を活かし、取締役会および監査役会において必要な発言を適宜行っております。

(3) 責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
杉　田　正　博 （社外取締役）	当行は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役が任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。
中　村　　健 （社外監査役）	当行は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役が任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。
庄　子　正　昭 （社外監査役）	当行は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役が任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。
鈴　木　敏　夫 （社外監査役）	当行は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役が任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。

(4) 社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等の報酬等
報酬等の合計	4	17	－

注．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(5) 社外役員の意見

上記(1)から(4)の記載内容に対する意見はありません。

4．当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	1,344,000	千株
発行済株式の総数	383,278	千株

(2) 当年度末株主数

11,894 名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
明治安田生命保険相互会社	18,928 千株	5.05 %
日本生命保険相互会社	15,431	4.12
住友生命保険相互会社	15,412	4.11
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	14,795	3.95
第一生命保険株式会社	12,275	3.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	11,449	3.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口	10,767	2.87
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	9,017	2.40
東北電力株式会社	8,478	2.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口４	8,392	2.24

注１．持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
２．持株比率は小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
３．持株比率は持株数を発行済株式数（自己株式を除く。）で除して算出しております。
４．当行は平成27年３月31日現在、自己株式を9,051千株保有しており、上記大株主から除外しております。

5．当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役	①名称 株式会社七十七銀行 第１回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成21年８月３日 ③新株予約権の数 1,536個 ④目的となる株式の種類および数 普通株式　153,600株 ⑤新株予約権の行使期間 平成21年８月４日から平成46年８月３日まで ⑥権利行使価額（１株当たり） １円 ⑦権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができる。	７名
	①名称 株式会社七十七銀行 第２回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成22年８月２日 ③新株予約権の数 2,168個 ④目的となる株式の種類および数 普通株式　216,800株 ⑤新株予約権の行使期間 平成22年８月３日から平成47年８月２日まで ⑥権利行使価額（１株当たり） １円 ⑦権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができる。	８名
	①名称 株式会社七十七銀行 第３回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成23年８月１日 ③新株予約権の数 3,458個 ④目的となる株式の種類および数 普通株式　345,800株 ⑤新株予約権の行使期間 平成23年８月２日から平成48年８月１日まで ⑥権利行使価額（１株当たり） １円 ⑦権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができる。	10名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役	①名称 株式会社七十七銀行 第４回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成24年７月27日 ③新株予約権の数 3,674個 ④目的となる株式の種類および数 普通株式　367,400株 ⑤新株予約権の行使期間 平成24年７月28日から平成49年７月27日まで ⑥権利行使価額（１株当たり） １円 ⑦権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができる。	11名
取締役 （社外取締役を除く）	①名称 株式会社七十七銀行 第５回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成25年７月29日 ③新株予約権の数 2,603個 ④目的となる株式の種類および数 普通株式　260,300株 ⑤新株予約権の行使期間 平成25年７月30日から平成50年７月29日まで ⑥権利行使価額（１株当たり） １円 ⑦権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができる。	13名
	①名称 株式会社七十七銀行 第６回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成26年８月１日 ③新株予約権の数 2,130個 ④目的となる株式の種類および数 普通株式　213,000株 ⑤新株予約権の行使期間 平成26年８月２日から平成51年８月１日まで ⑥権利行使価額（１株当たり） １円 ⑦権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができる。	13名

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
執行役員	①名称 株式会社七十七銀行 第６回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成26年８月１日 ③新株予約権の数 328個 ④目的となる株式の種類および数 普通株式　32,800株 ⑤新株予約権の行使期間 平成26年８月２日から平成51年８月１日まで ⑥権利行使価額（１株当たり） １円 ⑦権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができる。	４名

６．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　谷藤雅俊 指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小暮和敏 指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　木村大輔	76	会計監査人が対価を得て行う非監査業務 ・MEJAR移行による財務報告にかかる内部統制の見直しに関する助言・指導業務 ・東日本大震災後のポートフォリオの変化を踏まえたリスク管理態勢の適切性にかかる外部調査業務

注１．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
２．報酬等には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。
３．当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
４．会計監査人に対し、当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭の合計額は、83百万円であります。

(2) 責任限定契約

当行と会計監査人との間では、責任限定契約はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

・　会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により当該会計監査人を解任いたします。

・　会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触し懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合のほか会計監査人の職務の遂行状況等を総合的に勘案し、当行の会計監査人としての職務を適切に遂行することが不十分と認められる場合は、監査役会の決議により当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

７．業務の適正を確保する体制

当行は、業務の適正を確保する体制を整備するため、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり内部統制基本方針を定めております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当行は、法令等遵守にかかる基本的考え方、基本方針について定めた法令等遵守方針に基づき、法令等を遵守する。

ロ．当行は、法令等遵守態勢の整備・強化を図るための組織として、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会、その下部機関としてのコンプライアンス部会を置くとともに、部店毎にコンプライアンス推進委員会を置く。また、法令等遵守の統轄部署としてコンプライアンス統轄部を置く。

ハ．当行は、頭取を法令遵守担当役員とするとともに、法令等遵守の統轄部署に法令遵守統轄者および統轄コンプライアンス・オフィサー、各部店にコンプライアンス・オフィサーもしくは法令遵守連絡担当者を置く。

ニ．取締役会は、年度毎に「法令等遵守に係わる実践計画」を決議するとともに、実践計画の進捗状況および達成状況等の報告を受ける。

ホ．当行は、役職員がコンプライアンス違反または違反の疑いが強い行為を発見した場合の通報の手段として、専用電話等を設置・運営する。

ヘ．監査役は、取締役による法令もしくは定款に違反する行為を発見したとき、またはそのおそれがあると認めたときは取締役会に報告するなど、適切な措置を講じる。

ト．当行は、反社会的勢力への対応にかかる基本方針等について定めた反社会的勢力への対応方針に基づき、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当行は、情報資産の具体的な管理基準を定めたセキュリティスタンダード等に基づき、取締役会議事録のほか、取締役の職務執行にかかる文書を保管および管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当行は、リスクの種類、リスク管理の内容、リスク管理にかかる取締役会・各部署の役割等について定めたリスク管理基本方針に基づき、適切なリスク管理を行う。

ロ．当行は、統合的リスク管理を行う部署として、リスク統轄部を置く。

ハ．当行は、災害等発生時の基本的行動指針、対応体制等の重要事項について定めた災害等緊急時対応プラン等に基づき、緊急事態発生時においても適切に対処する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．当行は、毎月および必要に応じて取締役会を開催するとともに、取締役会の委任を受けた範囲において、常務会にて重要事項の協議を行う。

ロ．取締役会は、全行的な目標として策定する経営計画および予算等について決議するとともに、その進捗状況について報告を受ける。

ハ．取締役は、組織規定に定めた職務権限等に基づき、職務を執行する。

ニ．当行は、執行役員制度により、経営の意思決定・監督機能と、業務執行機能を分離し、各機能の強化・迅速化を図る。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当行は、当行の経営方針を子会社に周知徹底し、法令等に抵触しない範囲内で、子会社の業務運営に反映させるとともに、子会社の業務運営状況を把握する。

ロ．当行は、子会社に対し、当行が制定する内容に則り、コンプライアンス、リスク管理等に関する諸規定を制定させ、これを遵守させる。

ハ．当行は、子会社との間で取引を行うにあたって、不当な指示・要求を行わないこととし、原則として通常一般の取引条件にて行う。

ニ．当行は、子会社との間に予め定める事項につき協議・報告を受け、総合企画部を統轄部署として子会社の管理・指導を行う。

ホ．当行は、子会社の事業等の健全性を維持するため、別途締結する契約に基づく委託を受け、監査部にて業務運営状況の監査を行う。

ヘ．当行は、子会社と定期的にもしくは必要に応じ会議を開催し、情報の共有化を通じて管理および連携を強化する。

ト．当行は、当行および子会社の財務報告にかかる内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

コンプライアンス統轄部に監査役の職務を補助する専任の使用人を置き、その使用人は監査役の指示に従い、その職務を行う。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人にかかる考課、異動等、人事に関する事項の決定については、監査役会の事前の同意を得る。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．取締役および使用人（以下、「取締役等」という。）は、取締役会その他監査役の出席する重要な会議において、随時その職務の執行状況の報告を行う。

ロ．取締役等は、当行もしくは子会社等に著しい損害を及ぼす事実等、当行に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに監査役に報告を行う。

ハ．監査役は、業務執行にかかる重要な書類を適宜閲覧するほか、必要に応じて取締役等に対して説明を求めることができる。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、監査役会規定および監査役監査基準に基づく、代表取締役との定期的会合、取締役会その他重要な会議への出席、および内部監査部門・会計監査人等との連係を通じ、監査を実効的に行う。

ロ．監査役会は、独自に意思形成を行うため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士その他の外部専門家を活用する。

注．内部統制基本方針は、平成27年３月末時点のものを記載しておりますが、会社法ならびに会社法施行規則の改正に伴い、内部統制基本方針の改正を行っております。

第131期末（平成27年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	**514,606**	**預金**	**7,195,348**
現金	47,693	当座預金	169,733
預け金	466,912	普通預金	4,249,516
コールローン	**20,636**	貯蓄預金	135,980
買入金銭債権	**4,561**	通知預金	11,691
商品有価証券	**11,397**	定期預金	2,505,666
商品国債	886	定期積金	16,336
商品地方債	2,512	その他の預金	106,423
その他の商品有価証券	7,998	**譲渡性預金**	**659,590**
金銭の信託	**84,093**	**コールマネー**	**67,054**
有価証券	**3,683,636**	**債券貸借取引受入担保金**	**39,264**
国債	2,003,329	**借用金**	**20,474**
地方債	75,630	借入金	20,474
社債	950,662	**外国為替**	**296**
株式	142,496	売渡外国為替	199
その他の証券	511,516	未払外国為替	96
貸出金	**4,227,655**	**その他負債**	**18,490**
割引手形	12,104	未決済為替借	8
手形貸付	166,062	未払法人税等	705
証書貸付	3,451,469	未払費用	4,666
当座貸越	598,018	前受収益	1,677
外国為替	**3,328**	給付補塡備金	3
外国他店預け	2,999	金融派生商品	3,254
買入外国為替	326	リース債務	480
取立外国為替	2	資産除去債務	626
その他資産	**10,920**	その他の負債	7,067
未決済為替貸	4	**役員賞与引当金**	**25**
前払費用	55	**退職給付引当金**	**24,865**
未収収益	6,693	**睡眠預金払戻損失引当金**	**339**
金融派生商品	967	**偶発損失引当金**	**934**
その他の資産	3,199	**災害損失引当金**	**7**
有形固定資産	**36,973**	**繰延税金負債**	**37,504**
建物	9,166	**支払承諾**	**37,650**
土地	20,571	**負債の部合計**	**8,101,845**
リース資産	376	（純資産の部）	
建設仮勘定	536	**資本金**	**24,658**
その他の有形固定資産	6,323	**資本剰余金**	**7,835**
無形固定資産	**301**	資本準備金	7,835
その他の無形固定資産	301	**利益剰余金**	**290,249**
支払承諾見返	**37,650**	利益準備金	24,658
貸倒引当金	**△ 76,044**	その他利益剰余金	265,590
		固定資産圧縮積立金	727
		別途積立金	246,305
		繰越利益剰余金	18,557
		自己株式	**△ 4,419**
		株主資本合計	**318,323**
		その他有価証券評価差額金	**139,368**
		繰延ヘッジ損益	**△ 415**
		評価・換算差額等合計	**138,953**
		新株予約権	**593**
		純資産の部合計	**457,870**
資産の部合計	**8,559,715**	**負債及び純資産の部合計**	**8,559,715**

第131期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**101,785**
資金運用収益	**73,878**	
貸出金利息	45,387	
有価証券利息配当金	28,233	
コールローン利息	92	
預け金利息	88	
その他の受入利息	75	
役務取引等収益	**16,273**	
受入為替手数料	6,842	
その他の役務収益	9,431	
その他業務収益	**1,533**	
商品有価証券売買益	71	
国債等債券売却益	1,305	
国債等債券償還益	156	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	**10,100**	
貸倒引当金戻入益	4,603	
株式等売却益	1,082	
金銭の信託運用益	2,878	
その他の経常収益	1,535	
経常費用		**71,322**
資金調達費用	**3,734**	
預金利息	2,308	
譲渡性預金利息	577	
コールマネー利息	313	
債券貸借取引支払利息	72	
借用金利息	30	
金利スワップ支払利息	396	
その他の支払利息	35	
役務取引等費用	**5,956**	
支払為替手数料	2,011	
その他の役務費用	3,945	
その他業務費用	**1,881**	
外国為替売買損	117	
国債等債券売却損	587	
国債等債券償還損	478	
国債等債券償却	635	
金融派生商品費用	62	
営業経費	**58,323**	
その他経常費用	**1,426**	
貸出金償却	29	
株式等売却損	69	
株式等償却	10	
その他の経常費用	1,315	
経常利益		**30,463**
特別利益		**－**
特別損失		**184**
減損損失	184	
税引前当期純利益		**30,278**
法人税、住民税及び事業税	**4,941**	
法人税等調整額	**8,459**	
法人税等合計		**13,401**
当期純利益		**16,876**

第131期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	24,658	7,835	7,835	24,658	716	236,305	16,130	277,810
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－	－	－	－	△ 1,426	△1,426
会計方針の変更を反映した当期首残高	24,658	7,835	7,835	24,658	716	236,305	14,704	276,384
当期変動額								
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	△ 2,993	△2,993
固定資産圧縮積立金の積立	－	－	－	－	35	－	△ 35	－
固定資産圧縮積立金の取崩	－	－	－	－	△ 23	－	23	－
別途積立金の積立	－	－	－	－	－	10,000	△10,000	－
当期純利益	－	－	－	－	－	－	16,876	16,876
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	－
自己株式の処分	－	－	－	－	－	－	△ 18	△ 18
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－	11	10,000	3,853	13,864
当期末残高	24,658	7,835	7,835	24,658	727	246,305	18,557	290,249

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△4,476	305,827	80,390	△ 248	80,142	521	386,490
会計方針の変更による累積的影響額	－	△1,426	－	－	－	－	△1,426
会計方針の変更を反映した当期首残高	△4,476	304,401	80,390	△ 248	80,142	521	385,064
当期変動額							
剰余金の配当	－	△2,993	－	－	－	－	△2,993
固定資産圧縮積立金の積立	－	－	－	－	－	－	－
固定資産圧縮積立金の取崩	－	－	－	－	－	－	－
別途積立金の積立	－	－	－	－	－	－	－
当期純利益	－	16,876	－	－	－	－	16,876
自己株式の取得	△ 19	△ 19	－	－	－	－	△ 19
自己株式の処分	76	58	－	－	－	－	58
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	58,978	△ 167	58,811	72	58,883
当期変動額合計	56	13,921	58,978	△ 167	58,811	72	72,805
当期末残高	△4,419	318,323	139,368	△ 415	138,953	593	457,870

（平成27年３月31日現在）**連結貸借対照表**

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	514,617	預金	7,189,909
コールローン及び買入手形	20,636	譲渡性預金	659,390
買入金銭債権	4,561	コールマネー及び売渡手形	67,054
商品有価証券	11,397	債券貸借取引受入担保金	39,264
金銭の信託	84,093	借用金	24,871
有価証券	3,697,570	外国為替	296
貸出金	4,219,621	その他負債	32,211
外国為替	3,328	役員賞与引当金	41
リース債権及びリース投資資産	15,879	退職給付に係る負債	27,703
その他資産	23,034	役員退職慰労引当金	45
有形固定資産	37,407	睡眠預金払戻損失引当金	339
建物	9,179	偶発損失引当金	934
土地	20,571	災害損失引当金	7
リース資産	135	繰延税金負債	36,714
建設仮勘定	536	支払承諾	37,650
その他の有形固定資産	6,984	負債の部合計	8,116,434
無形固定資産	325	（純資産の部）	
ソフトウェア	18	資本金	24,658
その他の無形固定資産	306	資本剰余金	7,835
繰延税金資産	2,292	利益剰余金	292,420
支払承諾見返	37,650	自己株式	△ 4,393
貸倒引当金	△ 83,954	株主資本合計	320,520
		その他有価証券評価差額金	139,396
		繰延ヘッジ損益	△ 415
		退職給付に係る調整累計額	△ 1,637
		その他の包括利益累計額合計	137,343
		新株予約権	593
		少数株主持分	13,571
		純資産の部合計	472,029
資産の部合計	8,588,463	負債及び純資産の部合計	8,588,463

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**112,986**
資金運用収益	**74,032**	
貸出金利息	45,497	
有価証券利息配当金	28,278	
コールローン利息及び買入手形利息	92	
預け金利息	88	
その他の受入利息	75	
役務取引等収益	**17,291**	
その他業務収益	**11,742**	
その他経常収益	**9,921**	
貸倒引当金戻入益	4,601	
その他の経常収益	5,320	
経常費用		**80,136**
資金調達費用	**3,751**	
預金利息	2,307	
譲渡性預金利息	577	
コールマネー利息及び売渡手形利息	313	
債券貸借取引支払利息	72	
借用金利息	75	
その他の支払利息	405	
役務取引等費用	**5,447**	
その他業務費用	**9,334**	
営業経費	**60,118**	
その他経常費用	**1,484**	
その他の経常費用	1,484	
経常利益		**32,849**
特別利益		**－**
特別損失		**184**
減損損失	184	
税金等調整前当期純利益		**32,664**
法人税、住民税及び事業税	**5,560**	
法人税等調整額	**8,781**	
法人税等合計		**14,341**
少数株主損益調整前当期純利益		**18,323**
少数株主利益		**1,273**
当期純利益		**17,049**

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	24,658	7,835	279,808	△4,450	307,851
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	△1,426	－	△1,426
会計方針の変更を反映した当期首残高	24,658	7,835	278,382	△4,450	306,425
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	△2,993	－	△2,993
当期純利益	－	－	17,049	－	17,049
自己株式の取得	－	－	－	△ 19	△ 19
自己株式の処分	－	－	△ 18	76	58
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	14,038	56	14,095
当期末残高	24,658	7,835	292,420	△4,393	320,520

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	80,409	△ 248	△3,749	76,412	521	12,226	397,011
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－	－	－	－	△1,426
会計方針の変更を反映した当期首残高	80,409	△ 248	△3,749	76,412	521	12,226	395,585
当期変動額							
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	△2,993
当期純利益	－	－	－	－	－	－	17,049
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△ 19
自己株式の処分	－	－	－	－	－	－	58
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	58,986	△ 167	2,112	60,931	72	1,344	62,348
当期変動額合計	58,986	△ 167	2,112	60,931	72	1,344	76,444
当期末残高	139,396	△ 415	△1,637	137,343	593	13,571	472,029

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月12日

株式会社七十七銀行
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　谷　藤　雅　俊　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　暮　和　敏　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　木　村　大　輔　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社七十七銀行の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第131期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月12日

株式会社七十七銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	谷藤雅俊 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小暮和敏 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木村大輔 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社七十七銀行の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社七十七銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第131期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および支店において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴ 事業報告等の監査結果

一　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵ 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

⑶ 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年５月12日

株式会社 七十七銀行 監査役会

常勤監査役　中　村　修　治 ㊞

常勤監査役　澤　野　博　文 ㊞

社外監査役　中　村　　健 ㊞

社外監査役　庄　子　正　昭 ㊞

社外監査役　鈴　木　敏　夫 ㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、銀行業としての公共的性格と経営の健全性維持等を考慮し、安定的な配当を継続することを基本方針としながら、経営体質強化のための内部留保にも意を用いておりますが、当期につきましては、業績等を総合的に勘案した結果、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類

金銭といたします。

⑵　配当財産の割当てに関する事項およびその総額

前期末に比し１株につき50銭の増配とし、当行普通株式１株につき金４円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は1,684,021,446円となります。

これにより、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、１株当たり８円50銭となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月29日といたしたいと存じます。

２．その他の剰余金の処分に関する事項

⑴　増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金　　13,500,000,000円

⑵　減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金　　13,500,000,000円

第２号議案　取締役15名選任の件

取締役全員（14名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役15名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当行の株式の数
1	かまた　ひろし 鎌田　宏 （昭和16年４月11日生）	昭和40年４月　当行入行 平成３年６月　当行経理部長 平成４年６月　当行企画部長 平成５年６月　当行取締役企画部長 平成７年６月　当行取締役本店営業部長 平成９年６月　当行常務取締役 平成13年６月　当行専務取締役 平成14年６月　当行代表取締役副頭取 平成17年６月　当行代表取締役頭取 平成22年６月　当行代表取締役会長 現在に至る （重要な兼職の状況） 仙台商工会議所会頭	154,645 株
2	うじ　いえ　てる　ひこ 氏家照彦 （昭和21年８月29日生）	昭和44年４月　日本興業銀行入行 平成４年８月　同行関連事業部参事役 平成５年６月　当行取締役営業開発部長 平成７年６月　当行取締役営業推進部長 平成９年６月　当行取締役本店営業部長 平成10年６月　当行常務取締役本店営業部長 平成11年６月　当行常務取締役調査部長 平成12年３月　当行常務取締役 平成14年６月　当行専務取締役 平成17年６月　当行代表取締役副頭取 平成22年６月　当行代表取締役頭取 現在に至る （担当） 監査部	864,921 株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当行の株式の数
3	永山勝教（ながやまよしあき） （昭和22年５月15日生）	昭和46年４月　当行入行 平成５年６月　当行ニューヨーク支店長 平成７年６月　当行国際部長 平成９年６月　当行取締役営業推進部長 平成11年６月　当行取締役東京支店長 平成13年４月　当行取締役総合企画部長 平成15年６月　当行常務取締役 平成15年11月　当行常務取締役国際部長 平成16年６月　当行常務取締役 平成18年６月　当行専務取締役 平成20年６月　当行代表取締役専務 平成22年６月　当行代表取締役副頭取 現在に至る （担当） 秘書室、コンプライアンス統轄部、人事部、東京事務所	47,500株
4	神部光崇（かんべみつたか） （昭和27年10月23日生）	昭和50年４月　当行入行 平成11年９月　当行新伝馬町支店長 平成13年６月　当行市場営業部長 平成16年６月　当行取締役資金証券部長 平成18年６月　当行取締役東京支店長 平成20年６月　当行常務取締役 平成26年６月　当行専務取締役 現在に至る （担当） 総合企画部、リスク統轄部	33,000株
5	藤代哲也（ふじしろてつや） （昭和28年３月１日生）	昭和51年４月　当行入行 平成９年３月　当行南町通支店長 平成10年３月　当行東京事務所長 平成12年６月　当行白石支店長 平成14年６月　当行調査部長 平成16年３月　当行名掛丁支店長 平成17年６月　当行取締役営業統轄部長 平成20年６月　当行取締役東京支店長 平成21年６月　当行常務取締役 現在に至る （担当） 審査部、事務統轄部、システム部	18,600株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当行の株式の数
6	すずき　いさむ 鈴木　勇 （昭和28年11月10日生）	昭和52年４月　当行入行 平成12年９月　当行増田支店長 平成14年３月　当行法人営業部長 平成16年６月　当行人事部長 平成18年６月　当行取締役本店営業部長 平成20年６月　当行取締役営業統轄部長 平成22年６月　当行常務取締役 現在に至る （担当） 資金証券部、市場国際部、総務部	35,000株
7	いがらし　まこと 五十嵐　信 （昭和32年３月18日生）	昭和55年４月　当行入行 平成12年９月　当行小名浜支店長 平成14年６月　当行芭蕉の辻支店長 平成16年６月　当行白石支店長 平成17年６月　当行総務部長 平成18年６月　当行人事部長 平成21年６月　当行取締役東京支店長 平成24年６月　当行取締役営業統轄部長 平成25年６月　当行常務取締役 現在に至る （担当） 営業統轄部、営業渉外部、住宅融資部、地域開発部	18,000株
8	こばやし　ひでふみ 小林　英文 （昭和32年９月22日生）	昭和56年４月　当行入行 平成12年３月　当行泉中央支店長 平成14年３月　当行個人営業部個人営業課長 平成16年６月　当行東京事務所長 平成18年６月　当行資金証券部長 平成20年６月　当行総合企画部長 平成22年６月　当行取締役総合企画部長 平成25年６月　当行取締役本店営業部長 平成26年６月　当行常務取締役本店営業部長 現在に至る	16,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当行の株式の数
9	髙橋 猛（たかはし たけし） （昭和32年10月17日生）	昭和56年４月　当行入行 平成14年３月　当行湊支店長 平成16年３月　当行大阪支店長 平成18年６月　当行塩釜支店長 平成20年６月　当行審査部長 平成23年６月　当行取締役審査部長 平成24年６月　当行取締役石巻支店長 平成25年３月　当行取締役石巻支店長兼湊支店長 平成26年６月　当行取締役執行役員石巻支店長 兼湊支店長 現在に至る	5,000株
10	津田 政克（つだ まさかつ） （昭和31年７月３日生）	昭和56年４月　当行入行 平成15年３月　当行涌谷支店長 平成17年３月　当行名古屋支店長 平成19年６月　当行名掛丁支店長 平成21年６月　当行人事部長 平成23年６月　当行取締役人事部長 兼罹災者支援室長 平成26年６月　当行取締役執行役員人事部長 現在に至る	11,000株
11	誉田 敏三（ほまれだ としみ） （昭和33年４月２日生）	昭和57年４月　当行入行 平成16年３月　当行鶴ヶ谷支店長 平成17年６月　当行大河原支店長 平成18年６月　当行宮町支店長 平成20年６月　当行市場国際部長 平成24年６月　当行取締役東京支店長 平成26年６月　当行取締役執行役員監査部長 現在に至る	10,000株
12	菅原 亨（すがわら とおる） （昭和34年12月21日生）	昭和58年４月　当行入行 平成15年６月　当行扇町支店長 平成17年６月　当行北仙台支店長 平成18年６月　当行大阪支店長 平成20年６月　当行システム部副部長 平成21年６月　当行システム部長 平成25年６月　当行取締役システム部長 平成26年６月　当行取締役執行役員システム部長 現在に至る	8,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当行の株式の数
13	※ 鈴木広一（すずきこういち） （昭和37年２月26日生）	昭和59年４月　当行入行 平成17年３月　当行涌谷支店長 平成19年９月　当行増田支店長 平成21年６月　当行総務部長 平成25年６月　当行営業統轄部長 平成26年６月　当行執行役員営業統轄部長 現在に至る	6,000株
14	杉田正博（すぎたまさひろ） （昭和19年10月20日生）	昭和42年４月　日本銀行入行 平成８年５月　同行国際局長 平成10年６月　日本輸出入銀行海外投資研究所長 平成11年９月　日本銀行監事 平成15年12月　万有製薬株式会社 （現ＭＳＤ株式会社）常勤監査役 平成18年６月　株式会社堀場製作所取締役 現在に至る 平成19年６月　当行監査役 平成21年10月　万有製薬株式会社 （現ＭＳＤ株式会社）監査役 現在に至る 平成25年６月　当行取締役 現在に至る （重要な兼職の状況） ＭＳＤ株式会社監査役	2,000株
15	※ 中村健（なかむらけん） （昭和23年１月７日生）	昭和49年４月　弁護士登録（仙台弁護士会） 昭和52年９月　中村健法律事務所開設 現在に至る 平成８年６月　株式会社高速監査役 平成16年11月　株式会社北洲監査役 現在に至る 平成19年６月　当行監査役 現在に至る 平成25年６月　株式会社高速取締役 現在に至る （重要な兼職の状況） 弁護士	4,000株

注１．※印は新任候補者を示しております。
注２．各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
注３．杉田正博氏、中村健氏は、社外取締役候補者であります。なお、当行は、両氏を東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

注４．杉田正博氏は、主に金融面における豊富な専門知識と実務経験を有し、中村健氏は、長年の弁護士としての識見と経験を有していることから、当行の社外取締役に適任であり、当行の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。

なお、杉田正博氏の当行の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって２年であり、中村健氏の当行の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって８年であります。

注５．杉田正博氏は、当行の取引先でありますが、取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。

注６．中村健氏および中村健法律事務所は、当行の取引先でありますが、取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。

注７．社外取締役候補者杉田正博氏の取締役選任が承認された場合、当行は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外取締役が任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しており、当該責任限定契約を継続する予定であります。

また、社外取締役候補者中村健氏の取締役選任が承認された場合、当行は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外取締役が任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役のうち中村健、鈴木敏夫の各氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案については、予め監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位（重要な兼職の状況）	所有する当行の株式の数
1	鈴木敏夫（すずき　としお） （昭和22年９月29日生）	昭和45年４月　東北電力株式会社入社 平成13年６月　同社理事人財部長 平成17年６月　同社取締役人財部長 平成18年６月　同社取締役宮城支店長 平成19年６月　同社上席執行役員宮城支店長 平成21年６月　同社常任監査役 平成22年６月　株式会社第四銀行監査役 平成25年６月　東北インテリジェント通信株式会社代表取締役会長 平成25年６月　当行監査役 現在に至る	1,000株
2	※ 山浦正井（やまうら　まさい） （昭和25年３月15日生）	昭和48年10月　仙台市採用 平成17年９月　仙台市副市長 平成18年４月　財団法人仙台市公園緑地協会理事長 平成19年６月　株式会社仙台ソフトウェアセンター代表取締役社長 平成20年６月　仙台中央食肉卸売市場株式会社監査役 現在に至る 平成26年４月　社会福祉法人仙台市社会福祉協議会会長 現在に至る	0株

注１．※印は新任候補者を示しております。

注２．鈴木敏夫氏、山浦正井氏は、社外監査役候補者であります。なお、当行は、鈴木敏夫氏を東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。また、山浦正井氏を、東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。

注３．鈴木敏夫氏は、地方銀行の社外監査役としての実務経験のほか、公益事業を担う上場企業の取締役および監査役に携わった豊富な経験や幅広い見識を有し、山浦正井氏は、地方行政に長く携わった豊富な経験や幅広い見識のほか、直接企業の経営に関与された経験を有していることから、当行の社外監査役に適任であり、当行の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。なお、鈴木敏夫氏の当行の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって２年であります。

注４．鈴木敏夫氏および同氏が代表取締役会長を務める東北インテリジェント通信株式会社は当行の取引先であります。

鈴木敏夫氏との取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。また、東北インテリジェント通信株式会社との間には預貸金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。

なお、鈴木敏夫氏は、東北インテリジェント通信株式会社の代表取締役会長を、同社の平成27年６月開催予定の定時株主総会終結の時をもって退任し、相談役に就任する予定であります。

注５．鈴木敏夫氏は、当行の取引先である東北電力株式会社の出身者であります。当行は東北電力株式会社との間には預貸金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。また、東北電力株式会社は当行の株主ですが、平成27年３月31日時点で議決権保有割合は2.27％であって独立性に懸念はないと判断しております。

注６．山浦正井氏および同氏が会長を務める社会福祉法人仙台市社会福祉協議会は、当行の取引先であります。

山浦正井氏との取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。また、社会福祉法人仙台市社会福祉協議会との間には預金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。

注７．山浦正井氏は、当行の取引先である仙台市および株式会社仙台ソフトウェアセンターの出身者であります。

当行は仙台市に指定された指定金融機関であり、公金の収納、支払の事務を取扱うほか、預貸金等の取引を行っております。仙台市との取引は、その性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。また、株式会社仙台ソフトウェアセンターは、行政機関と民間企業などの共同出資によって地域情報化の推進および地域産業の振興を目的に設立された企業で、当行は2.15％を出資しております。同社との間には、預貸金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。

注８．株式会社仙台ソフトウェアセンターでは、取締役候補者の鎌田宏氏および藤代哲也氏が、社外取締役をそれぞれ務めており、山浦正井氏が当行の社外監査役に就任した場合、当行と同社は、社外役員の相互就任の関係となりますが、相互就任によって山浦正井氏の社外監査役としての独立性に影響を与えるものではありません。

注９．社外監査役候補者鈴木敏夫氏の監査役選任が承認された場合、当行は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外監査役が任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しており、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、社外監査役候補者山浦正井氏の監査役選任が承認された場合、当行は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外監査役が任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

以　上

インターネット等による議決権行使のご案内

議決権をインターネット等により行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

記

〔インターネットによる議決権行使について〕

1．インターネットによる議決権行使は、当行の指定する議決権行使ウェブサイト**(http://www.e-sokai.jp)**をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、この議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

※　バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「ＱＲコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

（「ＱＲコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2．インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

3．インターネットによる議決権行使は、平成27年６月25日（木曜日）午後５時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願い申しあげます。

4．議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5．インターネットによって、複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

6．議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主さまのご負担となります。

7．議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

⑴　パソコンを利用する場合

①　インターネットにアクセスできること

②　画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること

③　インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01 SP2以上を使用できること

④　ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること

⑤　議決権行使ウェブサイトにおいて株主総会招集ご通知・株主総会参考書類をご覧になる場合にはAdobe® Acrobat® Reader® Ver.4.0以上またはAdobe® Reader® Ver.6.0以上を使用できること

※　Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe®Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※　これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

⑵　携帯電話を利用する場合

①　「ｉモード」、「EZweb」、「Yahoo!ケータイ」のいずれかのインターネット接続サービスが利用できること

②　暗号化通信が可能な128bitSSL通信機能を搭載した機種であること

（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）

※　「ｉモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はＫＤＤＩ株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Incorporated、「Yahoo!ケータイ」はソフトバンクモバイル株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

〔機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて〕

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以　上

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人　日本証券代行株式会社　代理人部
ウェブサポート専用ダイヤル　0120-707-743（フリーダイヤル）
受付時間　9:00～21:00（土曜・日曜・祝日も受付）

株主総会会場ご案内略図

会　場

仙台市青葉区中央三丁目３番20号
七十七銀行本店４階会議室
電話　（022）267−1111（代表）

最寄りの駅

Ｊ　　Ｒ　　線	仙台駅から徒歩	約10分
Ｊ Ｒ 仙 石 線	あおば通駅から徒歩	約５分
仙台市営地下鉄	仙台駅から徒歩	約７分

UD FONT　見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

VEGETABLE OIL INK　環境に配慮した植物油
インキを使用しています。